

# 財団法人国土計画協会寄附行為

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人国土計画協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協会は、国土計画及び地方計画策定に関する諸般の事項を調査研究し、国土の開発利用、保全並びに各種施設の規模及び配置に関する総合計画の樹立並びに地方計画策定に協力し、その実施に当ってはこれ等の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協会は、前条の目的を達するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 国土計画及び地方計画に関する調査研究
- (2) 国土計画及び地方計画事業の促進
- (3) 国土計画及び地方計画に関する計画策定の受託指導
- (4) 国土計画及び地方計画に関する啓発宣伝
- (5) 関係省庁その他の各機関との連絡
- (6) 研究会、講習会、講演会、協議会等の開催
- (7) 機関誌その他図書印刷物の刊行
- (8) その他本協会の目的達成に必要な事業

## 第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 会費
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 本協会の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(費用の支弁)

第9条 本協会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

2 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3月以内に国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

(長期借入金)

第14条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

第15条 予算で定めるものを除き、本協会が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第16条 本協会に、次の役員を置く。

理事 15名以上20名以内  
監事 2名

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長、1名を常務理事とする。

(選任等)

第17条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、理事長及び常務理事は、理事の互選による。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。

5 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

6 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(職務)

第18条 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び理事長を補佐し、本協会の常務を統括する。

4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、本協会の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、又は招集すること。

(任期)

第19条 役員任期は2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第20条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合においては、その役員に対しあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第21条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第4章 理事会

(構 成)

第22条 本協会に理事会を置き、理事をもって構成する。

(権 能)

第23条 理事会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、本協会の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第18条第5項第4号の規定により監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招 集)

第25条 理事会は、第18条第5項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定められた方法により通知することができる。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 理事会の議事は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が、署名及び押印をしなければならない。

## 第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第31条 本協会に、評議員50名以上70名以内を置く。

2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。

3 評議員には、第19条から第21条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第32条 本協会に評議員会を置き、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集する。

3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

4 評議員会は、この寄附行為で別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

5 評議員会には、第27条から第30条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第33条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第34条 本協会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるもののほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第35条 本協会が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 顧問

第36条 本協会に顧問を若干名を置くことができる。

- 2 顧問は会長が委嘱する。
- 3 顧問は会務に関して会長の諮問に応える。
- 4 顧問に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
- 5 顧問の任期は2年とする。

## 第8章 委員会

第37条 本協会に特別事項を取扱うため委員会を置くことができる。

- 2 委員会に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第9章 国土計画研究所

第38条 本協会に国土計画研究所を置くことができる。

- 2 国土計画研究所の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第10章 会員

第39条 本協会に会員を置くことができる。

- 2 会員に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

## 第11章 事務局

(設置等)

第40条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 前2項に定めるもののほか、事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第41条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 認可、許可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

## 第12章 補 則

(委 任)

第42条 この寄附行為に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為の変更は、国土交通大臣の認可があった日から施行する。

(平成11年7月8日認可)